

携帯電話料金と接続料等の関係の検討

令和3年12月3日

事 務 局

● 接続料の算定等に関する研究会 第五次報告書(令和3年9月)【抜粋】

第4章 携帯電話料金と接続料等の関係 (3) 考え方

MNO3社各社による試算の結果等に基づいて検証を行ったところ、直ちに原価割れの状況だとは言いきれないものの、MVNOがMNO3社の「新料金プラン」に対抗するサービス提供に鑑みてデータ接続料等の水準が適切なものなのかとの観点からの疑義は残った。

また、この検証の際には、MVNO(IIJ、オプテージ)からも自らのコスト構造に関するヒアリングを実施し、その結果、MVNOの原価構造において、データ接続料の占める比重が大きく、MVNOの経営に与える影響が大きいことも明らかになった。

このような結果を踏まえ、本研究会から総務省に対し、近時の競争環境の変化を踏まえた将来原価方式における予測値の更なる精緻化を通じて、MVNOの予見可能性を高めるための迅速な対応を求めたところである。これを受け、総務省は、MNO3社に対して、2021年度以降に適用されるデータ接続料の算定について行政指導を行った。その結果、「新料金プラン」のトラフィックの増加や設備効率化の取組等により2019年度の届出値よりも更なる低廉化が図られた。

(図表等略)

しかしながら、今回の検証については、MNO3社の「新料金プラン」に絞ったものであり、今後、5Gが本格化し、MNO間の競争が活発になる中で、MNOとMVNOの間のイコールフットイングの適正性の確保の観点から、携帯電話料金と接続料等の関係については引き続き注視し、更なる検証を行っていくことも考えられる。その場合には、そのイコールフットイングの適正性の確保を要する特定の範囲・サービスに絞った形での検証や特定の範囲・サービスに絞る形ではなく(今回のような大容量のプランのみならず、低容量、中容量のプランを含めた)MVNO市場全体を俯瞰した検証を検討する必要がある。その上で、市場画定や営業費の設定の在り方等、モバイル市場の性質を踏まえたスタックテストの実施手法について、指針策定の可能性も含めて検討を行った上で、具体的な進め方について継続的に検討を進めていくことが適当である。この際、接続料が帯域幅課金である一方で小売料金は転送量課金であることを踏まえ、データ接続料の適正な換算方法を検討することが適当である。

- MNO3社(第二種指定電気通信事業者である、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクをいう。以下同じ。)が、本年3月に提供を開始した、データ容量20GBの新料金プランについて、MVNOからの要望を踏まえ検証。
- MNOの設定する利用者料金が、回線費用と営業費を上回っており、MVNOが同等の条件により同等のサービスを提供できるかどうかについて検証。

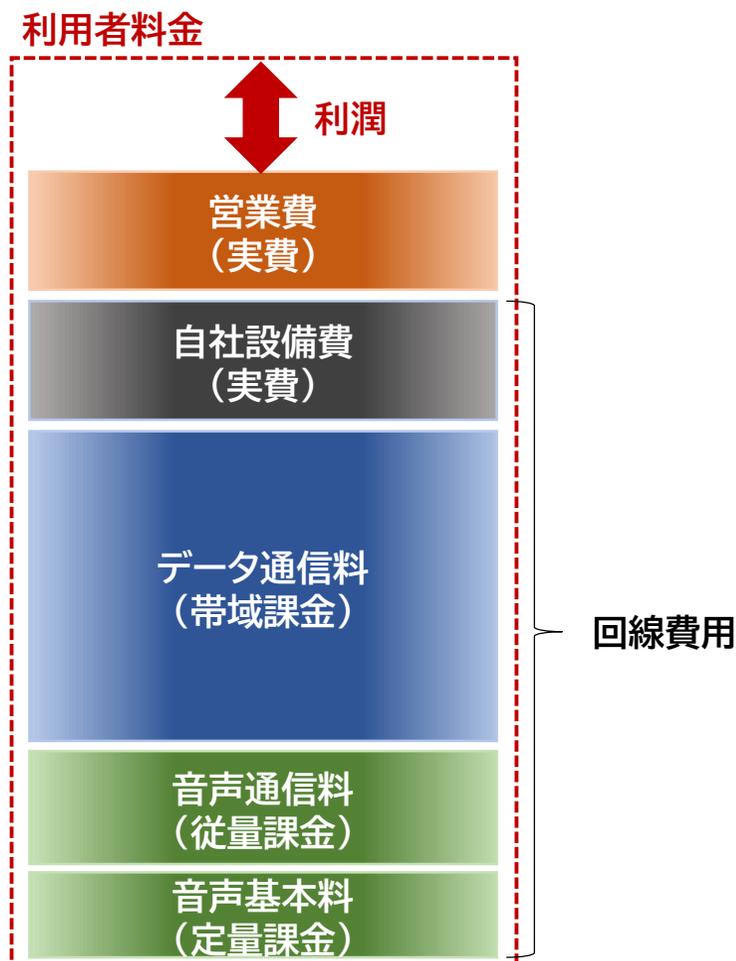
< 前回検証対象としたMNO 3社の料金プラン >

※ 検証を実施した今年2月時点の各社プラン

| | NTTドコモ | KDDI | ソフトバンク |
|--------------|-----------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| | ahamo | povo on au | Softbank on LINE (仮称) |
| 開始時期 (2021年) | 3月 | 3月 | 3月 |
| 月間通信容量 | 20GB | 20GB | 20GB※1 |
| 容量超過後の通信速度 | 1Mbps | 1Mbps | 1Mbps |
| 月額利用料 | 2,980円 | 2,480円 | 2,980円 |
| 音声 | —※2 (1回5分以内国内通話かけ放題込み) | 500円※4 (1回5分以内国内通話かけ放題オプション) | —※2 (1回5分以内国内通話かけ放題込み) |
| 受付チャネル | Webのみ | Webのみ | Webのみ |
| キャリアメール | 利用不可 | 利用不可 | 利用不可 |
| 月額料金 (合計) | 2,980円 (税込3,278円) | 2,980円 (税込3,278円) | 2,980円 (税込3,278円) |

※1 LINEは通信容量の消費なく利用可能。 ※2 1,000円/月で、国内通話がかけ放題となるオプションも提供。
 ※3 500円/月で、国内通話60分/月が無料となるオプション、1,700円/月で、国内通話がかけ放題となるオプションも提供。
 ※4 1,500円/月で、国内通話がかけ放題となるオプション、200円/日で、データ使い放題となるオプションも提供。
 ※5 1,700円/月で、国内通話がかけ放題となるオプションも提供。
 (特に記載のない限り、価格は税抜。)

< 携帯料金のコスト構造 (イメージ) >



- MNO3社各社による試算の結果等に基づいて検証を行ったところ、直ちに原価割れの状況だとは言いきれないものの、MVNOのサービス提供に鑑みてデータ接続料等の水準が適切なものなのかとの観点から疑義は残った。
- この検証の際には、MVNO(IIJ、オプテージ)からも自らのコスト構造に関するヒアリングを実施し、その結果、MVNOの原価構造において、データ接続料の占める比重が大きく、MVNOの経営に与える影響が大きいことも明らかになった。
- 検証を踏まえ、総務省からMNO3社に対して、2021年度以降に適用される予測接続料の算定に当たり、より一層精緻な予測に基づき算定することを要請。

NTTドコモ (ahamo)

KDDI (povo)
(5分定額オプション付)

ソフトバンク
(Softbank on LINE)

構成員限り

● 2021年度以降に適用されるデータ接続料の算定について(要請) (令和3年2月6日 MNO3社宛て総合通信基盤局長)

今般、貴社が発表した新たな大容量の料金プラン(以下「廉価プラン」という。)については、家計負担の軽減につながるものであり、消費者を含めモバイル市場全体の活性化につながるものである。他方で、この「廉価プラン」の利用者料金水準は、多くのMVNOが提供するサービスの料金プランと接近するものとなっていることから、MVNOを含むモバイル市場の競争環境に重大な影響を与える可能性があり、接続料の適正性を確保することが、これまで以上に重要なものとなる。

データ接続料の算定については、現在、将来の合理的な予測に基づく将来原価方式を採用しているところ、適正性を確保するに当たっては、市場環境の変化を踏まえ、将来の原価や需要等について、より精緻な予測が求められる。

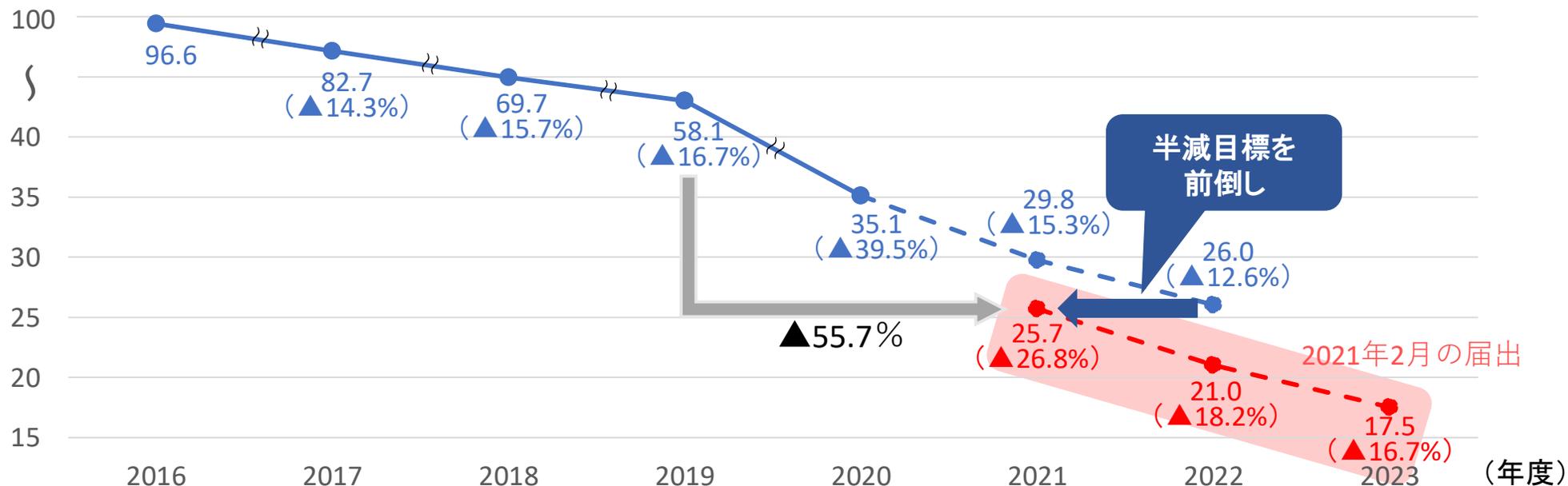
例えば、需要については、「廉価プラン」の導入を契機として、低容量プランの契約者が大容量プランにシフトするなど、全体として、データ利用に係る需要が大幅に増加することも想定される。また、原価についても、既存設備の活用や新たな技術開発等、効率化に向けた取組が進展していると認識している。

貴社におかれては、今年2月末までに届出がなされる予定となっている、2021年度以降に適用される予測接続料の算定に当たり、上記に例示した状況変化も含めた市場環境の見通しを適切に反映し、より一層精緻な予測に基づく算定を改めて行っていただくよう要請する。

- データ接続料については、昨年10月に公表した「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けた アクション・プラン」において、3年間で半減させるとしていたところ、MVNO業界団体からの「要望書」も踏まえ、市場環境の見通しを適切に反映し、より一層精緻な予測に基づく算定を行うよう総務省より要請。
- 2021年2月末の届出により、データ接続料は、昨年度の予測よりも更なる低廉化が進み、3年間で半減させる当初の目標を前倒しで実現する見込み。 ※2021年4月より適用
(3社平均の接続料： 58.1万円(2019年度当初額) ⇒ 25.7万円(2021年度当初額) (▲55.7%))

データ接続料の見込み

(万円/10Mbps・月)



※ グラフは、各年度における当初支払額(精算前)の料額(3社単純平均)を記載。括弧内は対前年度増減率。

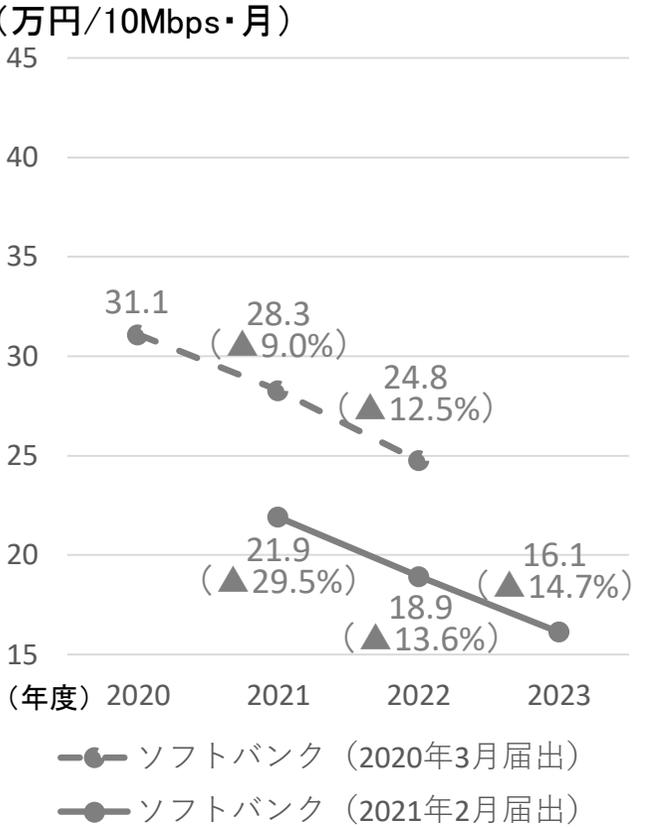
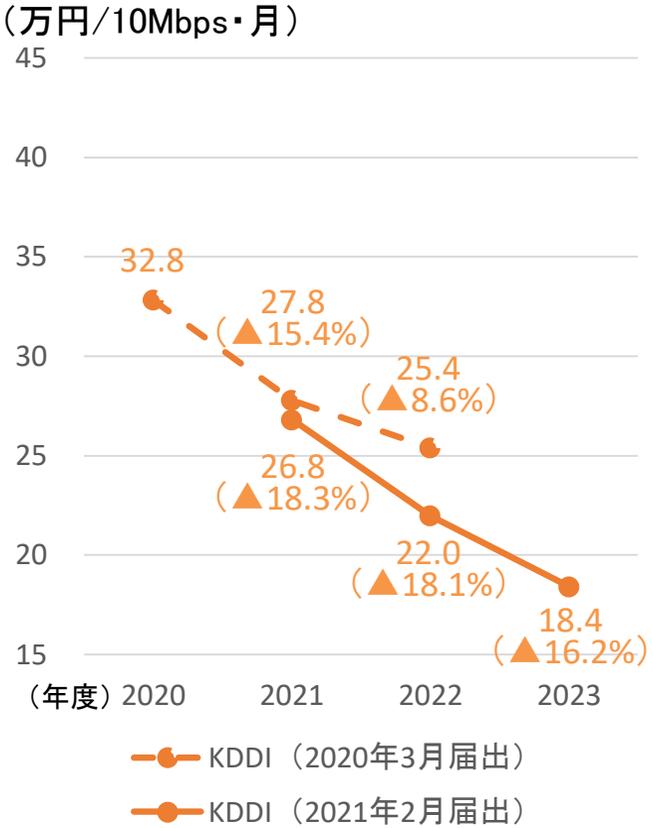
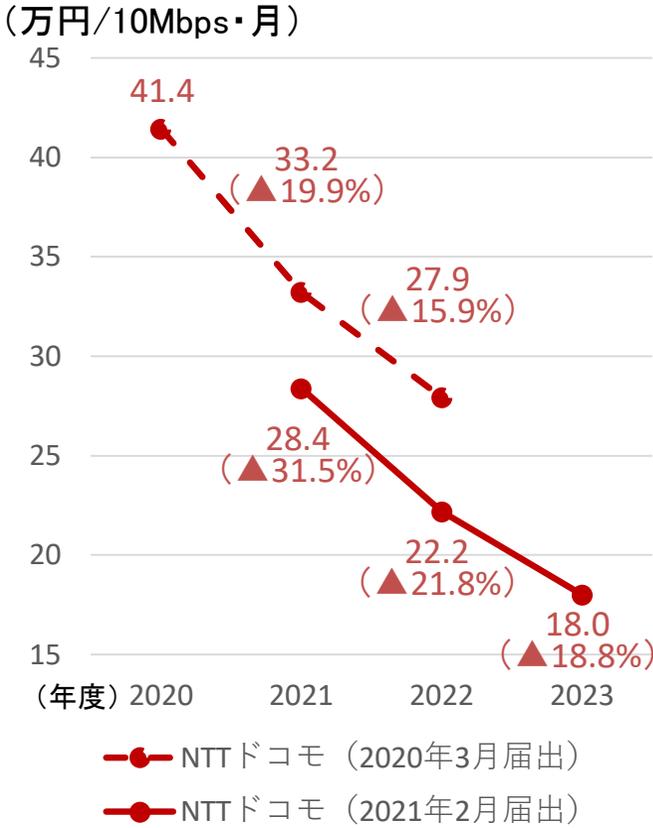
※ 接続料(2020年度以降)は、将来原価方式に基づく予測値。また4Gと5Gを一体的に算定したもの。

(参考) データ接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要(回線容量)}}$$

- データ接続料については、2020年度より合理的な予測に基づく「将来原価方式」により3年分の接続料を算定することとし、2021年度～2023年度の接続料が2021年2月末に届出された。
- 本届出によると、データ接続料は、新料金プランのトラフィック増が見込めたこと、設備効率化の取組等により、昨年度の届出値よりも更に低廉化が進展。

データ接続料の見込み(各社)



※ グラフは、各年度における当初支払額(精算前)の料額を記載。括弧内は対前年度増減率。
 ※ 接続料(2020年度以降)は、将来原価方式に基づく予測値。また4Gと5Gを一体的に算定したもの。

- 音声卸については、各社とも長期間にわたり料金の見直しが行われてこなかったところ。
- 本研究会において、2019年12月から指定設備を用いた卸役務に係る料金の適正性の検証等に関する議論を開始し、2020年2月にこの議論に関する方針を整理。
- その後当該方針整理を踏まえて、同年7月に総務省において検証に関するガイドライン(案)を公表し、パブリックコメントの後、9月にガイドラインを策定・公表、本年10月以降、当該ガイドラインに基づく検証を実施。
- これらの本研究会における議論やガイドラインに基づく検証実施の後、各社ともに卸料金の引下げが行われた。

| | | 卸料金引下げ前 |
|--------|-----|---------|
| NTTドコモ | 基本料 | 666円 |
| | 通話料 | 14円/30秒 |
| KDDI | 基本料 | |
| | 通話料 | |
| ソフトバンク | 基本料 | |
| | 通話料 | |

構成員限り



| 現在 () 内は減少率 |
|-----------------|
| |
| |
| |
| |
| |

構成員限り

(参考)MNOの新しい料金プラン

(特に記載のない限り、価格は税抜。)

- 2020年10月以降、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクはそれぞれ**新たな大容量（20~25GB）の料金プランを発表。**
- 2021年1月、楽天モバイルは**新たな段階制定額の料金プランを発表。**
- 2021年7月、ソフトバンクは**新たに低容量（3GB）のプランを発表。**
- 2021年9月、KDDIは**新たな選択制のプランを発表。**

| | NTTドコモ | KDDI | | ソフトバンク | | | 楽天モバイル |
|------------------|-----------------------------------|--|---|--|---|---|--|
| | ahamo | UQ mobile くりこしプランL | povo2.0 | Y!mobile シンプルL | LINEMO スマホプラン | LINEMO ミニプラン | Rakuten UN-LIMIT VI |
| 開始時期 (2021年) | 3月26日 | 2月1日 | 9月29日 | 2月18日 | 3月17日 | 7月15日 | 4月1日 |
| 月間通信容量 | 20GB | 25GB | 1GB~の選択制※1 | 25GB | 20GB※2 | 3GB※2 | 無制限※3 |
| 容量超過後の 通信速度 | 1Mbps | 1Mbps | 128kbps※4 | 1Mbps | 1Mbps | 300kbps | — |
| 月額利用料 | 2,700円 | 3,480円 | 900円(3GB)~ 2,455円(20GB) 等 | 3,780円 | 2,480円 | 900円 | ~1GB:0円 1~3GB:980円 3~20GB:1,980円 20GB~:2,980円 |
| 音声 | —※5 (1回5分以内 国内通話 かけ放題込み) | 700円※6 (1回10分以内 国内通話かけ放題 オプション) | 500円※7 (1回5分以内 国内通話かけ放題 オプション) | 700円※8 (1回10分以内 国内通話かけ放題 オプション) | 500円※7 (1回5分以内 国内通話かけ放題 オプション) | 500円※7 (1回5分以内 国内通話かけ放題 オプション) | —※9 (Rakuten Link利用時の 国内通話かけ放題) |
| 受付チャネル | Webのみ (有償※10で店頭サポート) | 店頭及びWeb | Webのみ | 店頭及びWeb | Webのみ | Webのみ | 店頭及びWeb |
| キャリアメール | 利用不可 | 200円/月のオプションで 利用可能 | 利用不可 | 利用可能 | 利用不可 | 利用不可 | 提供なし |
| 月額料金 (合計) ※11 | 2,700円 (税込2,970円) | 4,180円 (税込4,598円) | 1,400円~ 2,955円 (税込1,540円~ 3,250円)等 | 4,480円 (税込4,928円) | 2,980円 (税込3,278円) | 1,400円 (税込1,540円) | 0円~2,980円 (税込0円~3,278円) |

※1 基本料ゼロ円のベースプランに、1GB~150GBのデータ容量(7日間~180日間の有効期限内)、または24時間データ使い放題のトッピングを必要に応じ、選択して購入
 ※2 LINEは通信容量の消費なく利用可能 ※3 楽天回線以外のローミングエリアでは、月間通信容量5GB(超過した場合、通信速度が1Mbpsに制限) ※4 トッピングによるデータ容量の追加がない場合の通信速度
 ※5 1,000円/月で国内通話かけ放題となるオプションも提供 ※6 500円/月で国内通話60分/月が無料となるオプション、1,700円/月で国内通話かけ放題となるオプションも提供
 ※7 1,500円/月で国内通話かけ放題となるオプションも提供 ※8 1,700円/月で国内通話かけ放題となるオプションも提供 ※9 1,000円/月で1回10分以内国内通話かけ放題及び国内SMS使い放題となるオプションも提供
 ※10 申込みサポート及び手続サポートをそれぞれ3,000円/回で実施 ※11 各プランの「月額利用料」と「音声」の合計額

(参考)MVNOの新しい料金プラン

○ 2020年12月以降、一部のMVNOも新たな大容量（20GB）の料金プランを発表。

| | IIJ | オプテージ | J:COM MOBILE | 日本通信 |
|------------|---|--|---------------------------------|-----------------------------|
| 開始時期 | 2021年4月1日 | 2021年2月1日 | 2021年2月18日 | 2020年12月10日 |
| 月間通信容量 | 20GB | 20GB | 20GB | 20GB※1 |
| 容量超過後の通信速度 | 300Kbps | 200Kbps | 1Mbps | 300Kbps |
| 月額利用料 | 1,880円 | 1,980円 | 2,480円 | 1,980円 |
| 音声 | 830円※2 (みおふぉんダイヤル利用時の1回10分以内国内通話かけ放題オプション) | 850円※3 (mineoでんわ利用時の1回10分以内国内通話かけ放題オプション) | 500円※4 (1回5分以内国内通話かけ放題オプション) | — (70分/月の国内通話無料) |
| 受付チャネル | 店頭及びWeb | 店頭及びWeb | 店頭及びWeb | 店頭及びWeb |
| 月額料金(合計) | 2,710円 (税込2,981円) | 2,830円 (税込3,113円) | 2,980円 (税込3,278円) | 1,980円 (税込2,178円) |

(特に記載のない限り、価格は税抜。)

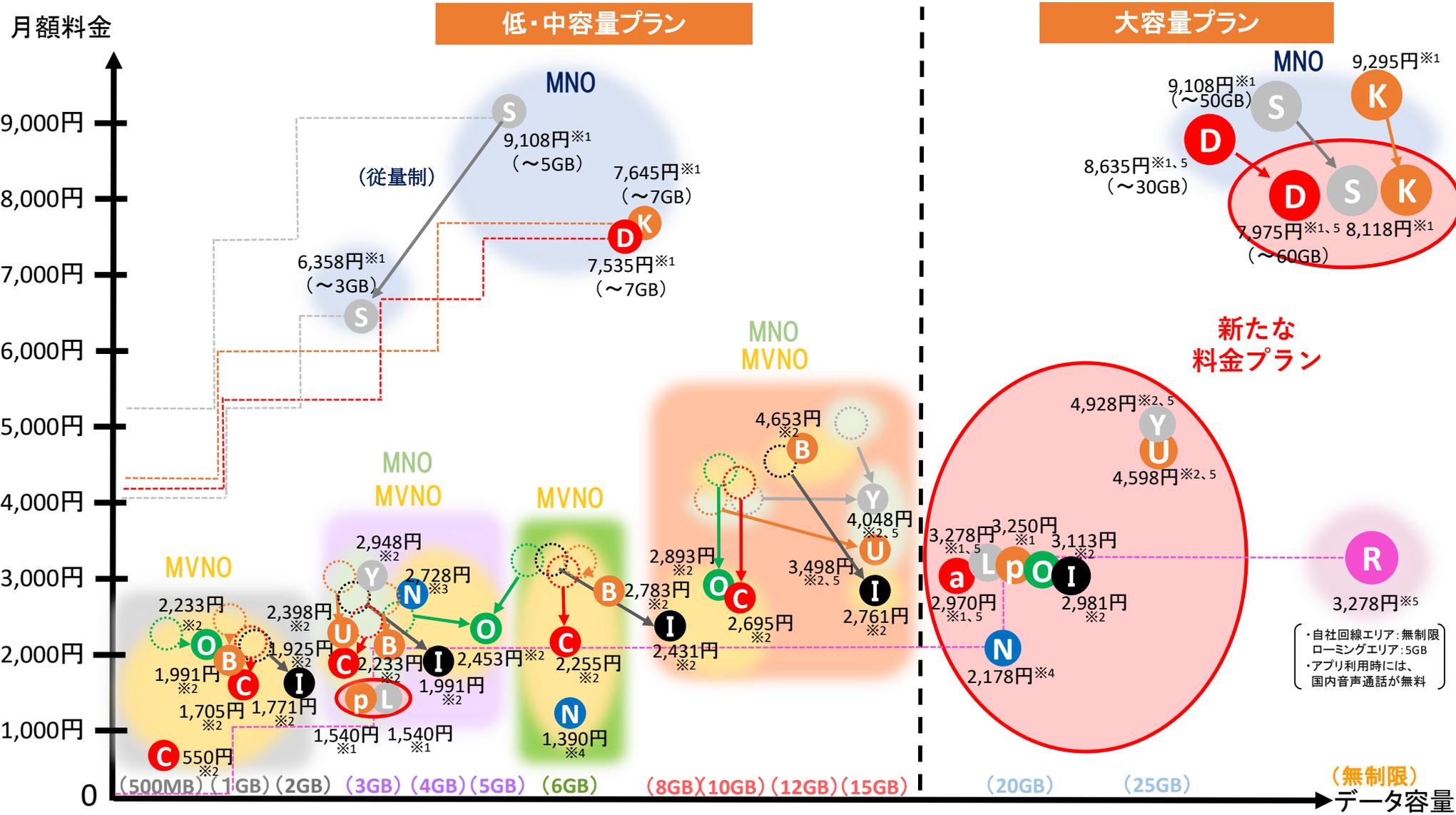
※1 2021年2月17日まで16GB。 ※2 600円/月で、みおふぉんダイヤル利用時の1回3分以内(家族通話は1回10分以内)の国内通話がかかけ放題となるオプションも提供。

※3 840円/月で、国内通話30分/月が無料となるオプション、1,680円/月で、国内通話60分/月が無料となるオプションも提供。

※4 1,500円/月で、国内通話60分/回が無料となるオプションも提供。

(参考)携帯電話事業者各社の主な料金プランの比較

(出典:各社HPを基に総務省作成)



- D**: NTTドコモ
- a**: ahamo
- C**: NTTコミュニケーションズ (ドコモ系列のMVNO)
- K**: au
- p**: povo
- U**: UQmobile
- B**: ビッグローブ (KDDI系列のMVNO)
- S**: SoftBank
- L**: LINEMO
- Y**: Y!mobile
- R**: 楽天モバイル
- I**: IIJ
- O**: オプテージ
- N**: 日本通信

注: 音声あり・期間拘束なしプランで比較。価格は全て税込。 ※1: 1回5分以内の国内通話無料。 ※2: 1回10分以内の国内通話無料。 ※3: 国内通話かけ放題。 ※4: 国内通話月70分無料。 ※5: 月間データ利用量が契約容量を超過した場合の通信速度は、送受信時最大1Mbps。

(参考)第一種指定電気通信事業者における利用者料金と接続料の関係の検証①(検証概要)

- スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準の妥当性を検証するため平成11年から開始。
- 具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日)を踏まえ、総務省は、平成19年7月に、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- 平成19年7月、接続料規則第14条第4項にスタックテスト実施の根拠規定を整備。
- 平成30年2月、同項を削り、同規則第14条の2を新設する改正を実施。
 - ・利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
 - ・県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
 - ・利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。
- さらに、「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(平成29年9月8日)を踏まえ、平成30年2月に、上記ガイドラインに代わる「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」を策定・公表(平成31年3月に最終改定)。

検証時期

- 1 電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時
- 2 電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請時

検証区分等

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 加入電話・ISDN基本料 ② 加入電話・ISDN通話料※ ③ フレッツADSL ④ フレッツ光ネクスト ⑤ フレッツ光ライト ⑥ ひかり電話 | <ol style="list-style-type: none"> ⑦ ビジネスイーサワイド ⑧ その他総務省が決定するサービスメニュー (接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本) |
|---|---|

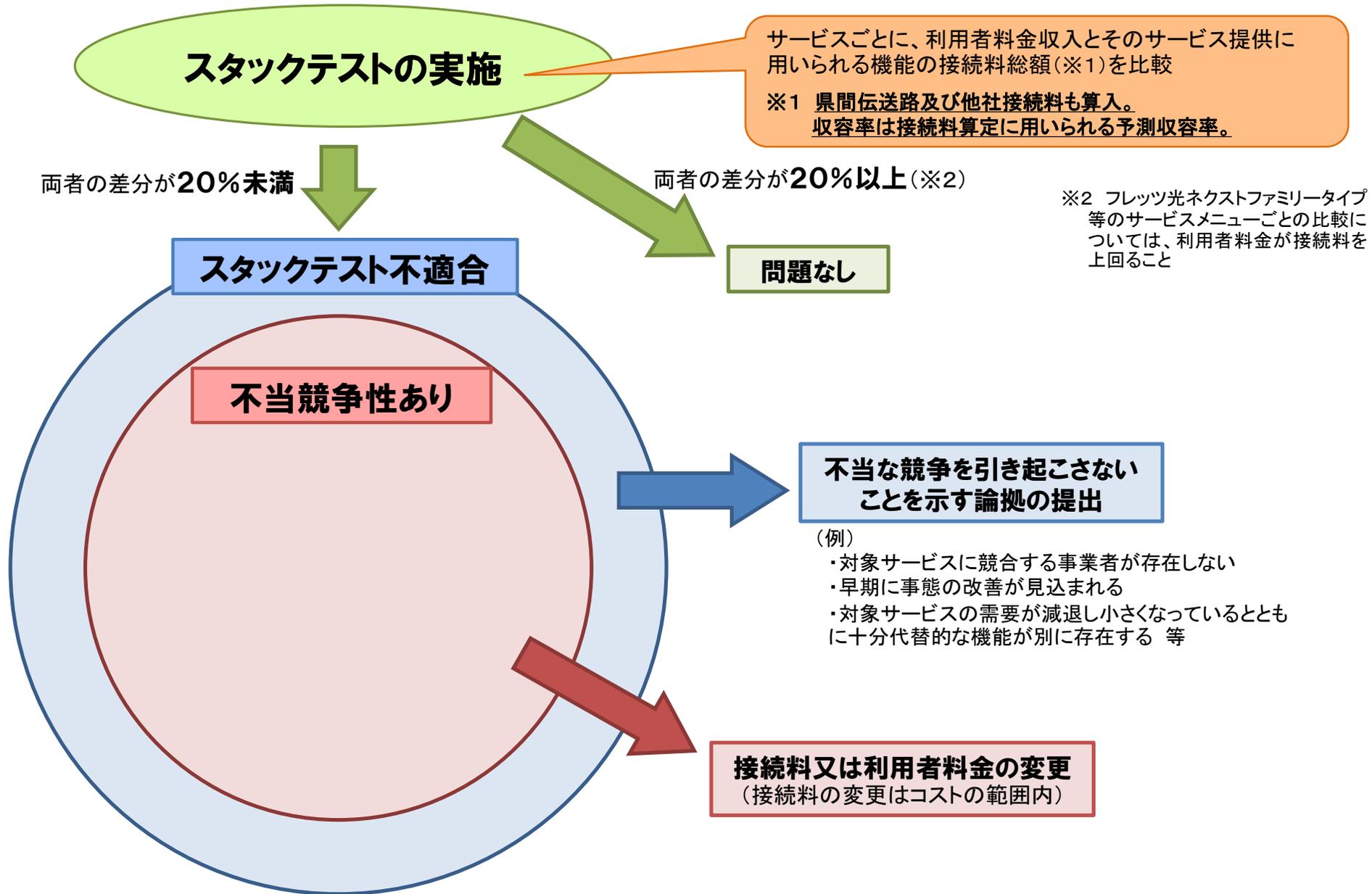
※ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第13号)附則第4条の規定が効力を有する間(附則第2条の規定により附則第4条の通知を行うことができる期間を含む。)は、本指針を適用しない。

検証方法

- ①～⑦:利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料)の総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額を下回らないものであるかを検証
- ⑧ :検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証

(参考)第一種指定電気通信事業者における利用者料金と接続料の関係の検証②(検証方法)

■「接続料と利用者料金関係の検証に関する指針」(平成30年2月26日策定、平成31年3月5日最終改定)



○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本において令和元年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、**両社の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額(利用者料金収入の20%)を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

○ フレッツADSLの接続料総額が昨年度と比べ低減したのは、地域IP網※¹の伝送路についてイーサ網と共用する伝送路に移行したこと等によりコストが低減し、本検証区分における接続料総額の大部分を占める※²地域IP網に係る接続料の水準が下がったことによるもの。

※¹ NTT東日本・NTT西日本が所有する電話局間の回線網。両社が提供するフレッツADSL・フレッツISDNにおいて使用。

※² NTT東日本において約7割、NTT西日本において約8割。

NTT東日本

| サービス | ①利用者 料金収入 | ②接続料 総額相当 | ③差分 (①-②)/① | 営業費相 当基準額 との比較 | |
|---------------|--------------|--------------|--------------------|----------------------|---|
| 加入電話・ISDN 基本料 | 2,090億円 | 1,618億円 | 472億円 (22.6%) | ○ | |
| フレッツADSL | 83億円 | 39億円 | 44億円 (53.0%) | ○ | |
| フレッツ光ネクスト | 4,690億円 | 1,836億円 | 2,854億円 (60.9%) | ○ | |
| フレッツ光ライト | 217億円 | 93億円 | 124億円 (57.1%) | ○ | |
| ひかり電話 | 移動体着含む | 1,179億円 | 208億円 | 971億円 (82.4%) | ○ |
| | 移動体着除く | 993億円 | 123億円 | 870億円 (87.6%) | ○ |
| ビジネスイーサワイド | 259億円 | 66億円 | 193億円 (74.5%) | ○ | |

NTT西日本

| サービス | ①利用者 料金収入 | ②接続料 総額相当 | ③差分 (①-②)/① | 営業費相 当基準額 との比較 | |
|---------------|--------------|--------------|--------------------|----------------------|---|
| 加入電話・ISDN 基本料 | 2,093億円 | 1,595億円 | 498億円 (23.8%) | ○ | |
| フレッツADSL | 112億円 | 82億円 | 30億円 (26.8%) | ○ | |
| フレッツ光ネクスト | 3,557億円 | 1,700億円 | 1,857億円 (52.2%) | ○ | |
| フレッツ光ライト | 124億円 | 72億円 | 52億円 (41.9%) | ○ | |
| ひかり電話 | 移動体着含む | 1,071億円 | 181億円 | 890億円 (83.1%) | ○ |
| | 移動体着除く | 890億円 | 108億円 | 782億円 (87.9%) | ○ |
| ビジネスイーサワイド | 245億円 | 79億円 | 166億円 (67.8%) | ○ | |

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

(参考)固定分野のスタックテストの結果②(サービスメニューごとの検証)

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。

NTT東日本

赤枠内は構成員限り

(単位:月額)

| サービスブランド | サービスメニュー | | ①利用者料金※ | ②接続料相当額 | ③差分(①-②) | 利用者料金との比較 |
|-------------------------|----------------------------------|-----------------------|---------|---------|----------|-----------|
| フレッツ光ネクスト | ファミリータイプ | 10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの | | | | ○ |
| | | 上記以外 | | | | ○ |
| | ビジネスタイプ | | | | | ○ |
| | マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式) | ミニ | | | | ○ |
| | | プラン1 | | | | ○ |
| | | プラン2 | | | | ○ |
| | | ミニB | | | | ○ |
| | | プラン1B | | | | ○ |
| | マンションタイプ (光配線方式) | プラン2B | | | | ○ |
| | | ミニ | | | | ○ |
| | | プラン1 | | | | ○ |
| | プライオ | プラン2 | | | | ○ |
| | | | | | | ○ |
| フレッツ光ライト | ファミリータイプ | | | | ○ | |
| | マンションタイプ | | | | ○ | |
| ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合) | | | | | | |

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

| サービスブランド | サービスメニュー | | ①利用者料金※ | ②接続料相当額 | ③差分(①-②) | 利用者料金との比較 |
|------------|--------------|--|---------|---------|----------|-----------|
| ビジネスイーサワイド | MA設備まで利用する場合 | | | | | ○ |
| | 県内設備まで利用する場合 | | | | | ○ |

NTT西日本

赤枠内は構成員限り

(単位:月額)

| サービスブランド | サービスメニュー | | ①利用者料金※ | ②接続料相当額 | ③差分(①-②) | 利用者料金との比較 |
|-------------------------|----------------------------------|-----------------------|---------|---------|----------|-----------|
| フレッツ光ネクスト | ファミリータイプ | 10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの | | | | ○ |
| | | 上記以外 | | | | ○ |
| | ビジネスタイプ | | | | | ○ |
| | マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式) | ミニ | | | | ○ |
| | | プラン1 | | | | ○ |
| | | プラン2 | | | | ○ |
| | マンションタイプ (光配線方式) | ミニ | | | | ○ |
| | | プラン1 | | | | ○ |
| | | プラン2 | | | | ○ |
| | フレッツ光ライト | ファミリータイプ | | | | ○ |
| マンションタイプ | | | | | ○ | |
| ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合) | | | | | | |

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

| サービスブランド | サービスメニュー | | ①利用者料金※ | ②接続料相当額 | ③差分(①-②) | 利用者料金との比較 |
|------------|--------------|--|---------|---------|----------|-----------|
| ビジネスイーサワイド | MA設備まで利用する場合 | | | | | ○ |
| | 県内設備まで利用する場合 | | | | | ○ |

※1 利用者料金は令和2年3月31日時点(総務省要請を受け割引を考慮した後の額)

※2 フレッツ光ネクストファミリータイプ(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの)については、令和2年度から新規に提供しているものであり、将来的に需要の増加が見込まれることから、5年間(令和2年度~令和6年度)の将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も5年平均を用いて接続料相当額を算定。

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの。

● 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）

（接続料設定の原則）

第14条 接続料は、一般法定機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

（利用者料金との比較による接続料の水準の調整）

第14条の2 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（同条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

● 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）

（接続料設定の原則）

第11条 接続料は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 実績原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値

二 将来原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第二種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

4 接続料の水準は、当該接続料が事業者と他事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。

以下の論点について、MNO及びMVNOからヒアリングを実施し、検証の実施方法等についてさらに検討を深めることとしてはどうか。

(1) 検証対象

<対象事業者>

- 検証は、指定電気通信設備に係る接続料等の水準が不当でないことを確認することが目的であることから、前回の検証と同様に、第二種指定電気通信事業者を対象とすることによいか。なお、固定通信分野でのスタックテストについても、指定電気通信設備に係る接続料の水準が妥当であるか確認するため第一種指定電気通信事業者を対象に実施している。
- 固定通信分野の検証については、接続料の水準の妥当性を確認する観点から、毎年10月末日までに行われる接続料の再計算報告時と、毎年度の接続約款の変更認可申請時の毎年2回実施されているが、第二種指定電気通信事業者への検証を実施する場合には、どのようなタイミングで実施することが適切か。第一種と同様に考えた場合には、例えば、毎年12月末までに行われる精算接続料の届出、毎年度の接続約款の届出などの機会が考えられるが、どのようにすべきか。

<対象サービス・プラン>

- 検証の対象とすべきサービスや料金プランについてどのように考えるか。固定通信分野では、サービスブランドごとに大括りで検証対象を選定するとともに、新規かつ今後相当の需要の増加が見込まれるために将来原価方式による接続料算定を行っているサービスについては、より詳細に利用者に提供されるサービスメニューを総務省が指定して検証を実施している。
- 検証対象サービス・プランの選定に当たっては、接続料の水準の妥当性を確認することを主眼に検証を実施することを踏まえれば、MVNOの意見を十分に踏まえることが必要ではないか。
- モバイル分野においては、固定通信分野と比較して、提供される料金プランの変更が頻繁に行われている実態があることから、一定程度柔軟に検証対象を選定可能とすることについて考慮する必要があるのではないか。
- その他、検証に当たってあらかじめ定めておくべき事項はあるか。

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

(2) 検証方法

<基本的な考え方>

- 各社が提供する携帯電話料金プランの利用者料金と、提供に必要と考えられる設備費用(接続料、卸料金、その他設備コスト)及び営業費相当額を比較し、MVNOがMNOと同等のサービス提供を行うことが可能な水準になっているか検証することとすべきではないか。
- 具体的には、検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる設備費用の総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額を下回らないものであるかを検証することとすべきではないか。固定通信分野でも同様の方法により検証を実施している。

<検証の対象とするデータ>

① データ接続料(又は卸料金)

- 研究会第5次報告書では「データ接続料の適正な換算方法を検討することが適当」とされたところ、前回の検証では各社によって換算に関する考え方に異なる部分があったことから、各社の設備の通信容量や実際のトラフィックの状況に関して報告を求め、適切な換算方法について共通的な考え方を検討することとしてはどうか。
- 具体的にどのような考え方でデータ接続料の換算を行うべきと考えるか。前回検証時には、研究会構成員からピーク時トラフィック+ α の α の考え方を示すことについて意見があったが、それについてどのように考えるか。

② 音声接続料(又は卸料金)

- 各社とも音声基本料(定量課金)と音声通信料(従量課金)により、接続料及び卸料金が設定されている。利用者料金としては、従量課金としているもの以外に定額制のかけ放題や5分以内かけ放題の準定額制等の料金設定も行われている中で、検証に当たってどのように音声接続料(又は卸料金)を費用に算入することが適切であると考えるか。

③ その他の設備費用

- (MNO3社向け) 具体的な設備としてどのような設備を利用しているか(ISPに係る費用や他社に支払う接続料金等を含む)。
- 対象サービスや料金プランごとの設備費用をどのような方法で算定することが適切であると考えるか。

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

④ 営業費相当額

- 営業費相当額の算定はどのように行うことが適当であると考えるか。

固定通信分野では、平成19年7月に総務省が策定した「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」において接続料設定事業者であるNTT東日本・西日本の電気通信事業会計における電気通信事業収益の対営業費(顧客営業、宣伝及び企画に係るものを除く。)の比率が20%弱(平成13~17年度の平均値)であることにかんがみ、検証における営業費の基準値を利用者料金収入の20%と定め、現在の指針においてもこの基準が用いられている。

モバイル分野で営業収益や営業費を整理しているものとしては、第二種指定電気通信設備会計規則に基づいて作成されている移動通信役務収支表の営業収益及び営業費がある。

- 固定通信分野では、営業費は、基本的に各事業者が、競争状況、販売予測、コスト回収期間等を総合的に勘案して決定するものであり、特にサービスの立ち上がり期等においては短期的な収支にとらわれずに営業費を支出することがあり得ることから、営業費に含まれる費用のうち、「顧客営業」、「宣伝」、「企画」、「販売サポート・一般営業(特約店等)」に係る費用を除いたものを営業費として比率の計算を行っているが、モバイル市場における営業の実態を踏まえ、営業費相当額の範囲についてどのように考えるか。

⑤ 利用者料金

- 固定通信分野では、利用者料金について、割引を考慮した料金を用いて検証が行われているが、割引についてどのように取り扱うことが適当か。固定通信分野では、割引が適用される回線数と適用されていない回線数を加重平均して、1ユーザ当たりの割引相当額を算出し、それを提供するサービスの料金額から控除した額を利用者料金として検証を行っている。

(参考)固定通信分野の営業費相当額の基準値(20%)の設定関し、廃止前のガイドラインにおける営業費の分類(青枠部分が営業費から除かれているもの)

| 費用科目 | 費用科目に計上される費用の内容 |
|----------|---|
| 注文受付 | 営業窓口、116における受付等に必要の費用 |
| 顧客営業 | 利用者に対する営業活動に係る費用(電話の増設、廃止、移転等の応対に係る費用を含む) |
| システムサポート | 顧客営業の技術サポートに係る費用 |
| 販売サポート | 営業業務に係るオーダー処理費用、契約者管理費用及びテレフォンカード販売等に係る費用 |
| | 特約店に支払う取次手数料 |
| 出納 | 電話料金等の受入業務に必要な費用 |
| 料金 | 料金計算業務、請求書の編集・作成及び発行業務、料金催促並びに回収業務等に必要な費用 |
| 広報 | 利用者相談センター・報道対応等の広報活動に必要な費用 |
| 宣伝 | テレビ新聞等の広告・宣伝に必要な費用 |
| 企画 | 営業部門における企画業務に必要な費用 |
| 共通営業 | 各営業業務に共通して発生する費用 |

(注)※印は、本検証において営業費に含めない費用科目。

- 第二種指定電気通信設備制度における**接続料**は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないとされ、その**設定対象機能(アンバンドル機能)**や**具体的な算定方法**は、**第二種指定電気通信設備接続料規則**、**電気通信事業法施行規則**等で規定されている。
- **接続料の適正性**については、接続約款届出の後、**接続料の算定根拠**をもとに**総務省**で検証している。

1 アンバンドル機能

- 電気通信事業法において、総務省令で定める機能について接続料の設定が義務付けられている。
- 接続料の設定を要する機能として、第二種指定電気通信設備接続料規則において、次の4つの機能が規定されている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

④SMS伝送交換機能

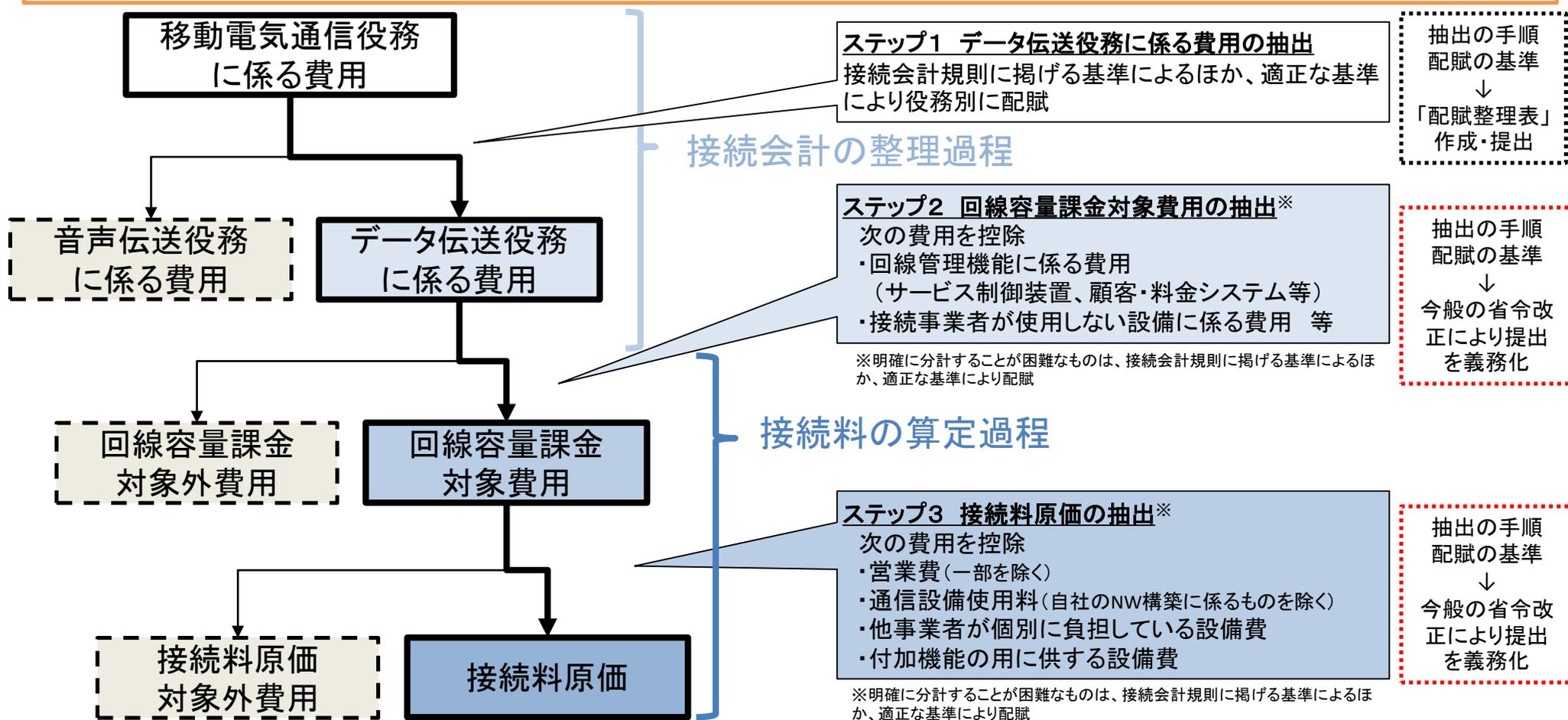
2 接続料の算定方法

- 電気通信事業法において、接続料は適正原価＋適正利潤を上限として設定する旨規定されている。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則において、具体的な接続料の算定方法について規定されている。

$$\boxed{\text{接続料単価}} \leq \frac{\boxed{\text{適正な原価}} + \boxed{\text{適正な利潤}}}{\boxed{\text{需要}}}$$

- 電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定されている。

- 3ステップを経て抽出される原価において、従来、ステップ1については、接続会計規則に配賦の基準が示されているとともに、二種指定事業者において配賦の基準を記載した配賦整理表を作成・提出することとされていた。
- 配賦の考え方や詳細な実態が不明確だった、ステップ2、ステップ3について、接続料研究会での議論を経て、算定根拠において、配賦・抽出の状況を確認するための様式が追加された。
- また、接続料研究会第四次報告書では、「控除すべきものを控除していないケースが特定された場合は、控除するよう調整を行う」「必要に応じて、MVNOガイドラインに記載されているステップ2及びステップ3における抽出・配賦の考え方の明確化を図ることが適当」等とされている。



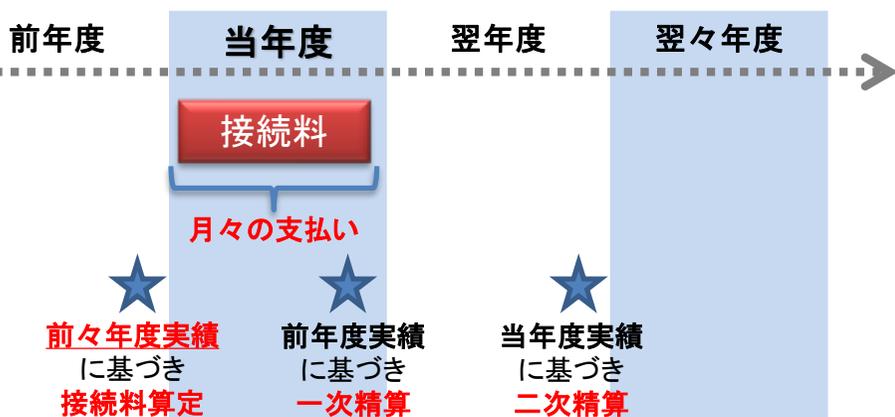
- MVNOにおける予見性確保、キャッシュフロー負担軽減を図り、公正競争を確保するため、2020年度から、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を導入。

※ 関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2020年1月27日に公布・施行。

「実績原価方式」(2019年度まで)

過去の実績に基づき、接続料を算定。

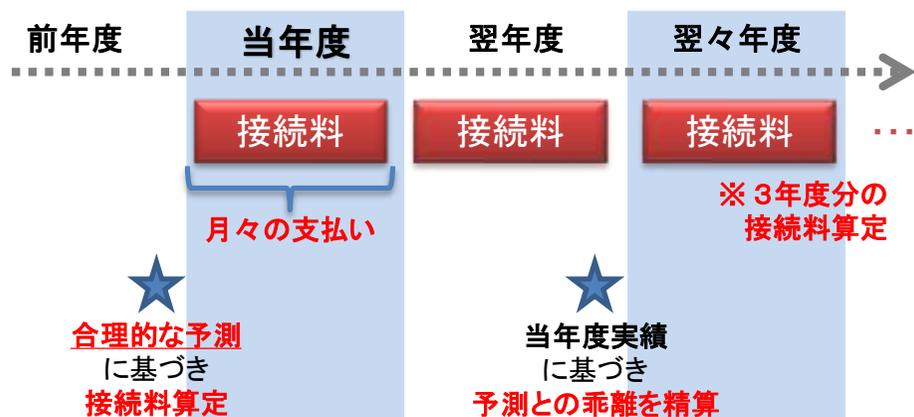
- ① 予見性が確保されず、原価管理に支障。
- ② 接続料の低下局面では、相対的に高い接続料による支払いを要し、過大なキャッシュフロー負担。



「将来原価方式」(2020年度以降)

合理的な予測に基づき、接続料を算定。

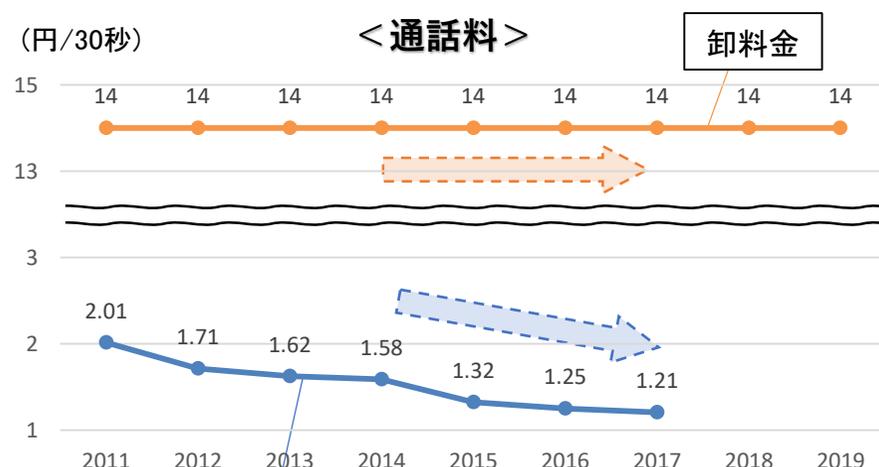
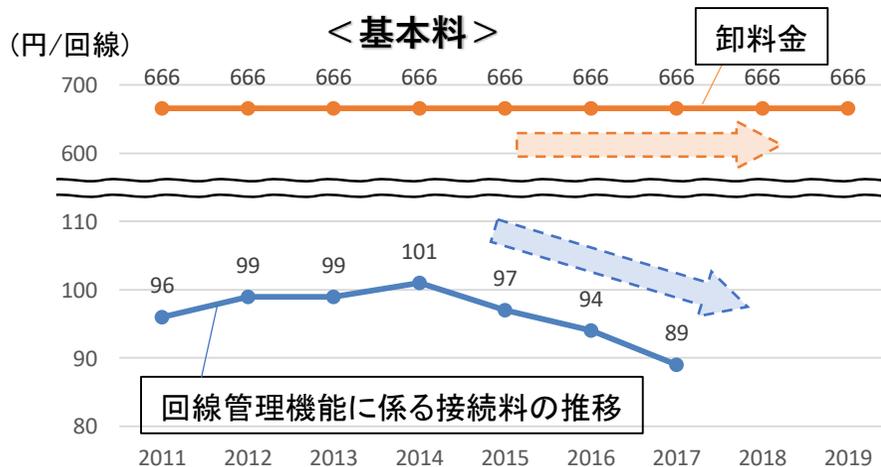
- ① 当年度の接続料の予見性が確保される。
- ② キャッシュフロー負担が軽減。
- ③ 複数年度の接続料が算定されることで、予見性の一層の向上が期待。



- 日本通信(MVNO・いわゆる格安SIM会社)は、ドコモの音声通話サービスに係る回線卸料金(回線レンタル料)に関し、電気通信事業法の規定に基づき、2019年11月15日に総務大臣に対して裁定を申請。
- 総務大臣は、電気通信紛争処理委員会への諮問(2020年2月4日)、同委員会からの答申(2020年6月12日)を経て、2020年6月30日に裁定を実施。
- 裁定内容は、ドコモの卸料金について、「適正原価に適正利潤を加えた金額」を超えない額で設定すべきというもの。(総務大臣による裁定結果で、当事者間の協議成立(債権債務関係の発生)とみなされる。)
- 日本通信は、裁定による音声卸料金の低廉化を受けて、2020年7月14日に音声定額プランを発表。

音声卸料金の推移

➤ 2010年の契約締結以降、約10年間、音声卸料金の見直しは行われていないが、その間、音声通話に係るコストは低下傾向にあると合理的に推測できる。



裁定の影響：日本通信の利用者料金

【裁定前】
基本料: 1,390円(3GB)
通話料: 20円/30秒

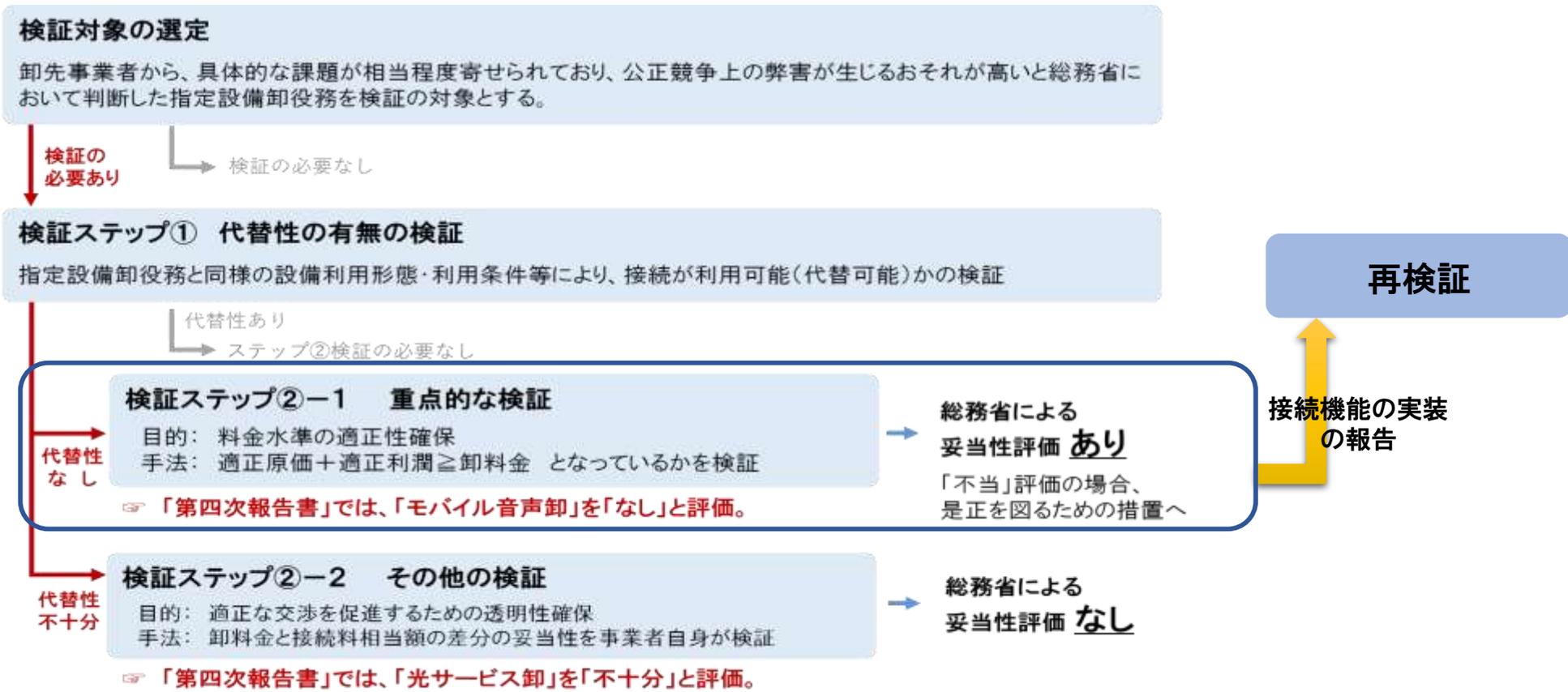


【裁定後(7/15~)】
2,480円(通話定額)
〔基本料: 2,480円(3GB)
通話料: 無料(かけ放題)〕

※参考: NTTドコモの料金(ギガライト)
5,850円(通話定額)
〔基本料: 4,150円(3GBの場合)
通話料: かけ放題オプションは1,700円〕

- 本研究会での議論を踏まえ、昨年9月25日に総務省が公表した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証について、音声卸が検証の対象である旨の通知を同年10月27日にNTTドコモ、KDDI及びソフトバンク宛に発出した。
- 音声卸については、「接続との代替性なし」として重点的な検証の対象となっているところ、先月18日にMVNO委員会から提出された「要望書」において音声卸料金の一層の低減の求めがあったことや今月16日にKDDI及びソフトバンクから、同月17日にNTTドコモから、それぞれプレフィックス自動付与に係る接続機能の実装の報告があったことから、再度代替性の検証(ステップ1)を実施した。

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証スキームの概要



※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施